

瑞浪市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年11月18日

瑞浪市監査委員 小 野 保
瑞浪市監査委員 辻 正 之

1 監査の対象

社会福祉課
会計課
消防本部

2 監査の実施日

令和7年10月15日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査)を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和8年1月5日

瑞浪市監査委員 小 野 保
瑞浪市監査委員 辻 正 之

1 監査の対象事業

教ス文工第1号 瑞浪市民体育館改修工事

2 監査の実施日

令和7年11月7日

3 監査の方法

工事監査に係る工事技術調査を公益財団法人岐阜県建設研究センターに委託し、監査を実施した。

4 監査の結果

工事技術調査では、事前に監査対象課から監査に必要となる資料の提出を受け、監査実施日に監査対象工事の関係職員に当該資料を基に聴取を行い、監査対象工事施設の視察を行った。

工事技術調査において、当該工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工等の技術的な調査事項は総括的に良好であり、関係書類も適正に処理されていることから、本監査で特に指摘する事項はない。

なお、工事技術調査での所見事項については、必要に応じ、適正に対応されたい。